

コンクリートポンプ車に 「整備済ステッカ」は貼られていますか？

「安心」と「安全」は「コンクリートポンプ車整備証明制度」で

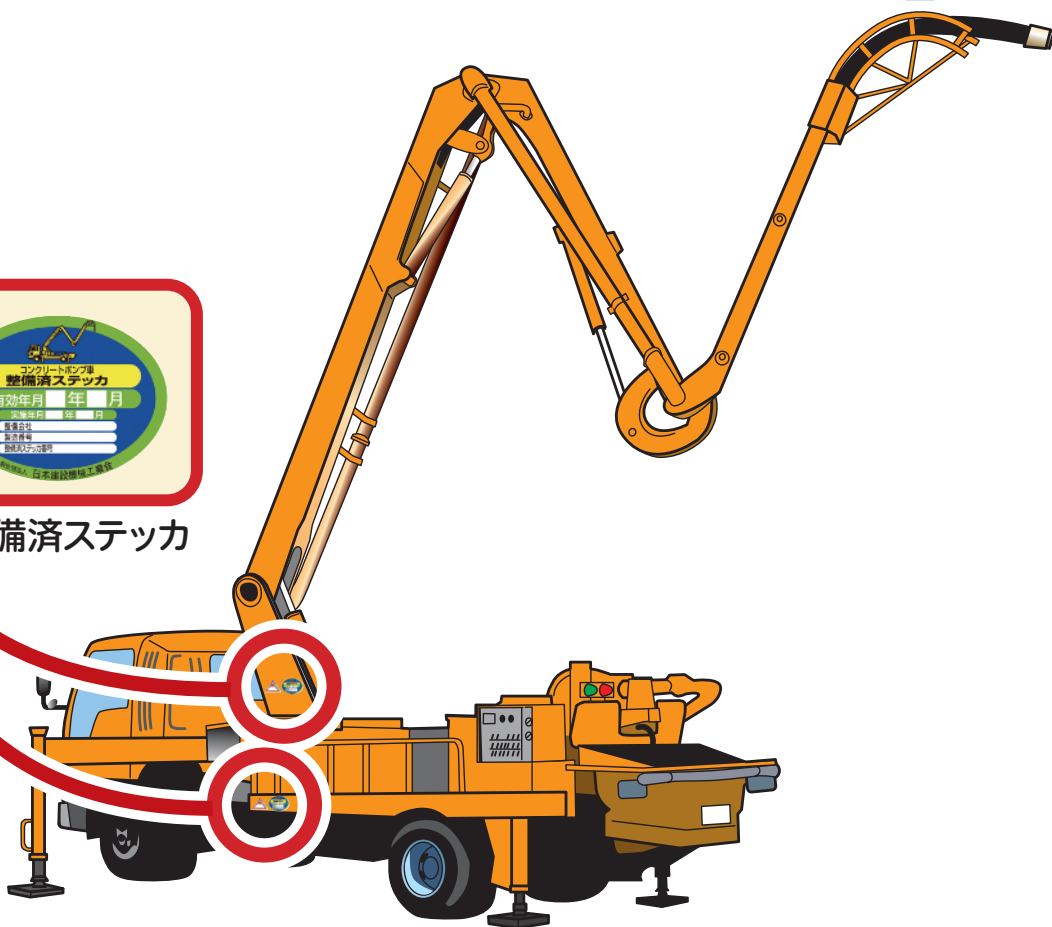
- コンクリートポンプ車は、特定自主検査（特自検）や月ごとの定期自主検査等を受けることが労働安全衛生法で義務付けられています。
- これらの検査によって発見された不具合は、建機工認定整備士が整備を行います。
- その整備が完了した機械には、特自検ステッカとコンクリートポンプ車整備済ステッカの両方が貼られています。是非、ご確認ください！



特自検ステッカ

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION VEHICLES

整備済ステッカ



ステッカは、ブーム旋回台または機体の左側の
見やすい場所に貼られています。

✓ 特定自主検査とは

コンクリートポンプ車を使用する事業者は、コンクリートポンプ車の災害防止を目的として、労働安全衛生規則第 169 条により、特定自主検査の実施とその結果を記録し 3 年間の保存が義務付けられています。違反した場合は 50 万円以下の罰金に処せられます。

✓ 異常があったら

事業者は特定自主検査の結果、異常が認められたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければなりません（労働安全衛生規則第 171 条）。また特定自主検査以外においても安全上重要な部位（注）について不具合が発見された機械も対象となります。

（注）安全上重要な部位

ブーム装置、アウトリガ装置、旋回装置、旋回架台装置、ブーム及びアウトリガの油圧シリンダ関係

✓ 補修が必要な場合は

補修は建機工会員会社及び賛助会員会社と関係を有するサービス会社の建機工認定コンクリートポンプ車整備士が整備を行います。

同整備士は、「コンクリートポンプ車認定整備士証」を携帯しています。

✓ 整備されたコンクリートポンプ車には

特定自主検査済標章とともに、「コンクリートポンプ車整備済ステッカ」が貼り付けられています。是非ご確認ください。

